

尼崎市特別職報酬等審議会 答申(案)要点

《はじめに》

(諮問)

- ・ 令和6年12月3日に、尼崎市長から市長等の退職手当の適正な水準についての諮問を受けた。

《答申内容》

(退職手当の支給)

- ・ 現行の給料月額、期末手当及び退職手当による給与体系を継続することが適当である。

(退職手当の水準)

- ・ 現行水準を継続することが適当である。

《審議にあたって》

(基本的認識及び経緯)

- ・ 前回(平成23年度諮問)では、低い経済成長、厳しい財政状況を背景に、市長等の退職手当の適正水準の見直しと、給与体系の在り方といった全体的な観点からの検討を行い、現行の給与体系の継続及び退職手当の支給水準の引き下げを行った。
- ・ 前回以降、社会情勢の様々な変化がみられる中、改めて今日的視点で退職手当の水準について検証すべき時期に来ており、今後の人口減少、行政に対する社会的ニーズ、収支状況などを踏まえまちづくりを進めていくにあたり、リーダーである市長等の職務・職責に相応しい退職手当についての在り方を検証した。

《審議の進め方》

(基本姿勢)

- ・ 市民に対して理解が得られ、十分な説明責任を果たすことができる結論を導くため、客観的な情勢、視点を勘案し検討を行った。

(透明性・客観性の確保)

- ・ 開催にあたっては、傍聴人の募集、審議資料・議事録の公開、市民意見聴取プロセス制度の活用により、市民に対する透明性を確保
- ・ 市民からの公募委員、各界からの審議会委員による、可能な限り多角的な見地からの審議により、客観性を確保

《検討資料》

(第1回審議会(令和6年12月3日))

- ・ 市長・副市長の給与の現行水準(他都市比較)

- ・ 退職手当の性質
- ・ 退職手当、給料月額の推移
- ・ 過去の答申のポイント
- ・ 審議会の位置付け、退職手当に係る根拠法令

(第 2 回審議会(令和7年2月7日))

- ・ 退職手当支給の是非
- ・ 地方公務員の給与決定のしくみ
- ・ 市長の職務
- ・ 尼崎市の財政状況
- ・ 一般職の給与改定状況
- ・ 民間企業等との比較

(第 3 回審議会(令和7年4月15日))

- ・
- ・
- ・

≪審議会での主な意見≫

(退職手当支給の是非)

- ・ 退職手当の性質(勤続報償、賃金後払、生活保障)の必要性を認める
- ・ 退職手当を 0 とすることには違和感がある。
- ・ 市長の功績がどうなるか不透明な中で、予め給料に組み込むことは適切ではない。
- ・ 市長の退職金を選挙公約にする傾向は望ましくない。対価は正当に受け取るべき。
- ・ 退職手当を政治的な形で取り扱われないよう、退職手当制度を廃止し、給料に組み込んでしまうことも一案。
- ・ 退職手当の支給制限機能は、給料、賞与でも代替可能ではないか。
- ・ 退職手当相当額を給料に組み込むことで、他都市より尼崎だけが給与水準が高いという間違っただけで印象でクローズアップされる恐れがある。
- ・ 退職手当制度を廃止する積極的な理由が現時点では見当たらない。
- ・ 4年の任期で多額の退職手当をもらうことに対し、違和感を覚える市民がいることは認識すべき。

(退職手当の適正水準)

- ・ 他都市比較では均衡が保たれていることを確認できた。
- ・ 社会状況として賃上げの方向の中、不用意に引き下げの議論を行うことは適切ではない。
- ・ 市長等の職責を考慮すると現行水準は高いと感じない。
- ・ 4年の任期後一括で支給されることには違和感があるが、給料等含め総額でみると違和

感はない。

- ・ 水準の引下げ、引上げを行うべき積極的な理由は現時点では見当たらない。

(功績反映の仕組み)

- ・ 企業の役員には業績連動の仕組みが取り入れられており、市長の業績連動の仕組みは市民評価の反映がそれに該当するのではないか。
- ・ 本則で定める金額は他都市比較等で決めておき、市民の評価によって支給率を変動させる仕組みを検討すべきではないか。
- ・ 市民にとって、市長の業務実績の評価か、政策の評価か、切り分けが難しい。
- ・ 実績評価の時期のスパンをどうみるのかが課題。(退任後に効果が出る政策もある)
- ・ 市長の場合、民間企業の経営層に比べ定量的な評価がより難しい。
- ・ 価値のある取り組みだが、克服すべき課題が未だ多い。

≪市民意見聴取プロセスの結果≫

※

≪結論≫

(退職手当の支給の是非)

- 本審議会として、現行制度による支給を妥当と判断した。
 - ・ 現時点では退職手当制度を廃止する合理的な理由はなく、任期中の功績等に対して支給することは、担い手の確保の観点からも必要である。
 - ・ 4年の任期で多額の退職手当をもらうことに対し、違和感を覚える市民がいることは認識すべき

(退職手当の適正水準)

- 本審議会として、現行水準の維持が妥当と判断した。
 - ・ 現行水準の阪神間、類似他都市との比較では均衡が図られている。
 - ・ 市の現在の財政状況、将来見通しの観点からは、引下げるべき要素がない。
 - ・ 社会状況として賃金引上げの風潮がある中、一般職においても近年増額改定が続いており、引下げすべき状況とはいえない。一方で引上げるべき積極的な理由もない。

(功績反映の仕組み)

※ 第3回の審議内容を踏まえて記載

(付帯意見)

- ・ 今回開催は前回から10年以上期間が空いており、従来に比べ短いスパンで社会状況の変化が著しく生じている中、〇年程度の一定期間ごとに開催することが適切か。